

男女共同参画会議(第44回)議事録

日時：平成26年10月6日(月) 17:15～18:00

場所：総理大臣官邸 4階大会議室

【出席者】

議長	菅 義偉	内閣官房長官
議員	高市 早苗	総務大臣
同	松島 みどり	法務大臣
同	岸田 文雄	外務大臣(代理 中山 泰秀 外務副大臣)
同	麻生 太郎	財務大臣
同	下村 博文	文部科学大臣(代理 丹羽 秀樹 文部科学副大臣)
同	塩崎 恭久	厚生労働大臣
同	西川 公也	農林水産大臣(代理 あべ 俊子 農林水産副大臣)
同	小渕 優子	経済産業大臣
同	太田 昭宏	国土交通大臣(代理 北川 イッセイ 国土交通副大臣)
同	望月 義夫	環境大臣
同	山谷 えり子	国家公安委員会委員長
同	有村 治子	内閣府特命担当大臣(男女共同参画)
同	家本 賢太郎	株式会社クラオンライン代表取締役社長
同	岩田 喜美枝	公益財団法人21世紀職業財団会長
同	柿沼 トミ子	全国地域婦人団体連絡協議会会長
同	鹿嶋 敬	実践女子大学教授
同	勝間 和代	経済評論家・中央大学客員教授
同	佐藤 博樹	中央大学大学院戦略経営研究科教授
同	高橋 史朗	明星大学教授
同	高橋 はるみ	北海道知事
同	辻村 みよ子	明治大学法科大学院教授
同	宗片 恵美子	特定非営利活動法人イコールネット仙台代表理事
出席者	浜田 昌良	復興副大臣
同	赤澤 亮正	内閣府副大臣
同	越智 隆雄	内閣府大臣政務官
同	原田 憲治	防衛大臣政務官

【議事次第】

1 開会

2 議題

(1) 男女共同参画基本計画の改定について

- ・男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な考え方について（諮問）
- ・計画策定専門調査会の設置について

(2) 女性の活躍推進に向けた新たな法的枠組みの構築について

(3) その他

- ・女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針について
- ・女子差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告書について

3 閉会

【議事要旨】

1. 開会

○男女共同参画担当大臣 予算委員会の終了が予定されていた時刻より遅くなりましたため、ただいまからの開催になりました。お含みいただければ大変ありがたいと存じます。

ただいまから第44回「男女共同参画会議」を開催させていただきます。

議事進行につきましては、私、男女共同参画担当の有村が務めさせていただきます。

男女共同参画社会の実現は、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会をつくることにあり、これまでも官民一体となって、また、政府一体となって取り組んでいただきました。

私も担当大臣として、心して力を尽くしてまいりたいと存じます。皆様、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、まず初めに、議長でいらっしゃいます菅官房長官から御挨拶をいただきたいと存じます。長官、よろしくお願い申し上げます。

○内閣官房長官 本日、安倍総理から、男女共同参画会議に対して、第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方について、諮問をいただきました。

安倍内閣は、現行第3次基本計画のもと、2020年までに女性の指導的地位に占める割合を30%にするという政府目標を掲げ、安倍総理みずから経済界に対し、具体的な行動を促し、自主的な取組も進んできました。

全ての女性が生き方に誇りと自信を持ち、輝くことができる社会をつくりあげる、これは安倍政権発足以来、一貫して主張してきた重要課題の1つであります。

まず、隗より始めよとのことで、女性閣僚5名が任命をされております。

第4次基本計画は「2020年30%」の目標年次までの5カ年計画であり、来年夏までに基本的な考え方をお示しいただき、閣議決定を目指してまいりたいと思います。

この計画は、中長期、そして総合的視点から、達成すべき目標とその実現に向けた施策のあり方をしっかりと盛り込んでいきたいと考えており、活発な調査審議をよろしくお願い申し上げます。

また、本日は、臨時国会にも提出予定の、いわゆる女性活躍推進法についても御議論をいただきます。この法案は、女性の活躍推進のための取組を加速化させるものであります。

本日の御議論は、法案の審議等今後の議論の参考にさせていただきたいと考えます。担当の有村大臣、塩崎大臣におかれては、法案の成立に向け、力を尽くしていただきたいと思っております。

○男女共同参画担当大臣 菅官房長官、ありがとうございました。

プレスの方、取材をいただき、ありがとうございました。

(報道関係者退室)

○男女共同参画担当大臣 早速でございますが、それでは、議事に入らせていただきます。

今ほども、官房長官から御報告いただきました、安倍総理から第4次男女共同参画基本計画の策定に当たっての基本的な考え方について諮問をいただきました。これを受けまして、まず今後の検討の進め方について意見交換をさせていただきたいと存じます。

まず、事務局から御説明お願いいたします。

○内閣府男女共同参画局長 まず、資料1-1をご覧くださいと思います。先ほどお話がありましたとおりの、総理からの諮問文になっております。

これを受けての検討の進め方でございますけれども、次の資料1-2の中ほどの図をご覧くださいと思います。

検討体制といたしまして、本会議のもとに計画策定専門調査会を設置し、本会議の有識者議員12名の方に入っていただくとともに、計画の分野が多岐にわたるため、新たに10名の有識者の方に加わって御検討いただければいかかと存じます。

また、新たな計画の検討に先立って行う、現行計画のフォローアップにつきましては、常時モニタリングを担当している監視専門調査会も合同で行っていただくことでいかかと存じます。

なお、女性に対する暴力の分野については、専門である暴力専門調査会がフォローアップと検討の双方を行っていただくのがよいと存じます。スケジュールといたしましては、途中、論点整理、中間整理、公聴会などを行っていただき、来年夏には基本的な考え方の答申をいただくことでいかかと存じます。

御答申をいただきましたら、早急に各府省と計画改定作業を進めたいと思っております。

以上でございます。

○男女共同参画担当大臣 武川局長、ありがとうございました。

それでは、これから意見交換を15分程度行わせていただきたいと思います。大変恐縮で

ございますが、時間の都合上、御発言はそれぞれ1～2分程度でお願い申し上げたいと、あらかじめ御報告申し上げます。

まずは、有識者議員の先生方から御発言があれば、お願いいたします。

では、辻村議員、お願いいたします。

○辻村議員 女性に対する暴力に関する専門調査会の会長を務めております、辻村みよ子と申します。よろしくお願い申し上げます。

昨今では御承知のように、性暴力やストーカー行為、女兒に対する殺人事件など、非常に悲惨な状況がございまして、被害が深刻化している現状がございまして。そこで、当専門調査会でも平成24年7月に、性犯罪への対策の推進についての報告書を提出いたしました。

今後は性犯罪についての厳罰化や被害者の支援ももちろん非常に重要でございますけれども、それだけでなく、強姦罪の構成要件の見直しでありますとか、非親告罪化の問題、あるいは加害者更生の問題、地域的な防御体制など、そういった問題もしっかり第4次基本計画に取り入れてまいりたいと思っております。

調査会でも検討を深めてまいりますが、昨今では、松島法務大臣のもとで法務省刑事局に有識者による検討会が立ち上がるということでございまして、大いに期待しているところでございます。

つきましては、今後、第4次計画にその成果を反映させていただくことができれば幸いかと思っておりますので、情報の共有その他、協力して進めていきたいと考えております。以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○男女共同参画担当大臣 ありがとうございます。

ほかに民間議員の先生方、いかがでしょうか。

柿沼議員、お願いいたします。

○柿沼議員 全国地域婦人団体連絡協議会の会長の柿沼でございます。

4次の計画につきまして、力を入れて盛り込んでいただきたいと思いますと思いますが、今年の6月に、中国に女性団を編成して参りましたが、1978年から相互交流しております。中華全国婦女連合会というのが中国全土の女性を網羅しております、代表の方は全人代のナンバー2の地位にあるわけなのです。一昨年は諸情勢から訪中を躊躇しており、見送りましたが、やはり向こうもお迎えするに当たりまして不安を感じておりましたということですが、いろいろ女性の立場で意見交換をしたときに、お迎えできてよかったと。

私たちが政府としての交渉があると思いますが、女性で民間団体として、非常に意義深い、理解を深めることができまして、今度は私たちが中国団をお迎えするという立場になっておりますので、その女性の団体という草の根の立場での国際交流でしょうか、そういったものも少し今の時代で計画の中に強目に記載していただければありがたいということをお願ひ申し上げるしだいです。

○男女共同参画担当大臣 御意見承りました。ありがとうございます。

ほかに御発言は。

では、後ほどもまた時間をとらせていただきます。

先ほど、辻村委員から御指摘がありました性犯罪被害者、特に女性に対する性犯罪ということですが、男女共同参画担当の大臣として、また、新設されました女性活躍担当大臣として、まず最初に視察に行かせていただいた現場は性犯罪被害者を支援するシェルターでございました。その関係の方々の安全のために、関東圏内と申し上げさせていただきますが、これはまず一番声を持っているけれども上げられないという方々に寄り添うという、政治的に一番大事だと思っているメッセージを出して、越智政務官ともども心して就任直後に行かせていただきましたことを御報告させていただきます。

そして、そのときの経験も踏まえまして、松島法務大臣とこの件について、実は既に連携をとり始めておりますことも御報告させていただきます。

続きまして、閣僚の皆様から御発言をいただけたと思いますので、まずは冒頭、松島法務大臣、よろしくお願いたします。

○法務大臣 今、辻村議員、そして有村大臣からお話がありました。もとより私、かつて法務委員会時代からこのことを繰り返し委員会で主張してまいりまして、9月3日、法務大臣就任直後の記者会見で申し上げましたのが、強姦致死罪よりも強盗致死傷のほうがはるかに罪が重いこと、そしてまた、強姦罪は3年以上の懲役ですが、強盗罪は懲役5年以上となっている。この矛盾を何とか解消したいということを申しました。

早速指示をいたしまして、既に性犯罪の罰則に関する検討会を9月の末に設置いたしまして、今年10月中には第1回を開催できる、割とスピードを上げて扱ってもらっております。

性犯罪の罰則に関する検討会のメンバーは、委員は有識者12人で構成されますが、このうち女性が8人という画期的な委員会でございます。メンバーは刑事法研究者、法曹三者、被害者支援団体関係者、そういった方々に占めていただいております。何とか早い時点で、来年のしかるべき時期に道筋はつけたいと思っております。

また、もう一点、この国会に出す法務省の法案でございますが、裁判員制度に関する法律を一部改正いたしまして、性犯罪の被害者の二次被害防止などのため、被害者を保護する観点から、裁判員の選任手続におきまして、正当な理由なく被害者特定事項を明らかにしてはならないという旨を明記する、裁判員法の改正法案を提出することとしております。

なお、辻村議員から御指摘がありましたように、女性に対する犯罪はいまだ深刻な状況にあります。例えば被害者の9割が女性であるストーカー事案の平成25年の検挙件数は、前の年から116件増えて、法施行後最多の1,889件となっており、このうち15件が殺人や殺人未遂であります。そこで、法務省では、専用相談電話、女性の人権ホットラインを全国50か所の法務局に設置し、ストーカー行為やDVなど、女性をめぐる様々な人権問題について、相談に応じて被害の未然防止に役立てているところであります。

これからもしっかりと、法務大臣として様々な面から女性に対する犯罪の被害防止、また、被害者の保護に取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○男女共同参画担当大臣 松島法務大臣、ありがとうございました。

ほかに閣僚の先生方から御発言はおありでしょうか。

高市総務大臣、お願いいたします。

○総務大臣 ローカル・アベノミクスが成功するためには、内需の拡大が必要でございます。家計の消費行動に非常に大きな影響力を持ちます女性の視点、発信力が重要な鍵になってくると考えております。女性の知恵と感性は、生産活動やサービス分野において新たなイノベーションを生み出すものであると思っております。

総務省として特に力点を置きたい政策ですけれども、1つは地方公務員制度でございます。女性地方公務員の採用・登用の拡大、研修支援などがございます。

それから、女性隊員が約4割を占めております地域おこし協力隊の大幅増員で、全体の隊員数は今、1,000名弱なのですが、3年間で約3,000名に拡大する予定です。

更に、ICTを活用した多様な働き方ということで、テレワークの環境整備、これも大変力を入れた点でございます。特に時間と場所を選ばずに働くことができるツールですので、ライフステージに応じた働き方を確立していけるものだと思っております。

ただ、その普及に当たりましては、労働法制の運用見直しですとか、情報セキュリティの確保などの課題がございますので、関係各省と連携をいたします。

また、総務省の中では、8月に「アクションプラン」を策定いたしまして、職員ごとに「ワークライフバランスシート」を作成しております。これは、どういう働き方をしたいかという御本人の希望を聞き取って、異動の時などにも参考にしていくものです。

それから、テレワーク対象を、これまで本省の課長補佐以下ということにしていたのですが、全職員に拡大いたしました。ですから、今はセキュリティを維持した上で、自宅のパソコンと職場のLANをつなげるようにしておりますので、職場のパソコンを持ち帰らなくてもよくなったということです。

男性職員に育児休業をとりなさいという内容も含まれたプランですので、まずは先進的な事例として、この後フォローアップも続けてまいりたいと思っております。

以上です。

○男女共同参画担当大臣 高市総務大臣、ありがとうございました。

そのほかに御発言を。

北川国交副大臣、お願いいたします。

○北川国土交通副大臣 国土交通副大臣をいたしております北川イッセイでございます。

私から国土交通省の取組について、ちょっと御紹介したいと思います。

国土交通省の所管業界といいますと、建設業、トラックの運送など、男性の職場というイメージが非常に強いわけです。

実は、この間、ドボジョーとかか土木関係の女性、それから、トラガール、阪神タイガースのファンではありませんけれども、これはトラックの運転手ですね。こういう方が官

邸の方に来られました。有村大臣にも一緒に同席をしていただいて、総理ともお会いしていただいたということで、それぞれ2人ずつ来られたのですが、非常に感激をしておられました。

国土交通省としては、建設業に携わる女性を5年以内に何とか倍増したいということで、「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」というものを8月に策定しました。数字的に言いますと、現在約10万人の女性従事者がおられるのですけれども、これを何とか20万人にしたい。比率から言いますと、3%を6%に増やしたいということでございます。

また、トラックの運送業につきましても、2020年までに女性ドライバーの人数を倍増したいと考えております。現在、女性のトラックのドライバーは約2万人でございますが、これを4万人にしたいと思っております。現在2万人と言いますと、大体2.4%に当たるのです。全産業の女性の割合は43%ですから、非常に低い状況になっている。これをとりあえず倍にしたいということで考えております。

そういう現場で女性の方がしっかりと働ける、そういう環境づくりをしっかりと進めていきたいと思っておりますので、また御支援いただきますように、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○男女共同参画担当大臣 国土交通省から、北川副大臣、ありがとうございます。

続きまして、山谷国家公安委員長、お願いいたします。

○国家公安委員会委員長 国家公安委員会委員長と防災担当大臣として一言申し上げます。

まず、防災についてですが、女性の視点を活用した避難所の運営などを始めとした取組を推進してまいります。

次に、警察では、女性がより一層活躍できるよう、女性の採用や登用の拡大などに積極的に取り組んでいるところであります。

引き続き、全国警察において、女性が働きやすい勤務環境づくりや、女性の視点を一層反映した組織運営が行われるよう、警察庁を督励してまいります。

また、女性や子供が被害者となる犯罪については、多くの国民が不安を感じていると認識しています。警察では性犯罪などについては前兆事案の段階で対処し、未然防止を図る先制・予防的な活動を強化しているほか、地域の方々と連携した通学路の見守り活動などを行っています。

さらに今後、ストーカー対策を一層充実させるため、関係省庁からなる会議などにおいて、具体的な取組を取りまとめ、政府一丸となって推進していく必要があります。

どうぞ皆様の御協力、よろしくお願いいたします。

○男女共同参画担当大臣 ありがとうございます。

性犯罪は実は警察に届け出ないと、緊急の避妊ピルも被害者が1万円を出して、新たな経済負担をもってピルを手に入れなければいけないという現実も知らされました。また、性犯罪は幼児の被害者が多いということも知らされました。

国家公安委員長ともしっかりと連携をして、この問題に立ち向かっていきたいと思えます。

それでは、続きまして、小淵経産大臣、お願いいたします。

○経済産業大臣 女性の活躍の推進が経済の活性化につながることを第4次計画にしっかり位置づけていくことが重要であると考えています。

女性の活躍推進に向けて、何よりも働き方の改革が重要であります。これは男性も女性も含めた働き方の改革が重要であると考えています。

経済産業省としても、徹底した業務効率化による超過勤務の削減といった取組を率先して進めていき、そうした経験も踏まえて、新しい計画を策定できるように取り組んでまいりたいと考えております。

○男女共同参画担当大臣 ありがとうございます。

今ほど、菅官房長官から御紹介いただきました。担当の所管の関係で偶然そうなったのですが、小淵大臣によって、5人の女性閣僚全てが男女共同参画会議で発言をしたというのが今の瞬間になりました。

それでは、時間の関係もございしますので、ここでお諮りを申し上げたいと存じます。資料の1-2のとおり、計画策定専門調査会を設置して、第4次基本計画の検討を進めたいと存じますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○男女共同参画担当大臣 ありがとうございます。

それでは、後ほども賜りますが、本日の皆様からの御意見を踏まえて、計画策定専門調査会において、活発な調査審議を行っていただきたいと存じますが、専門的な事項を検討していただく必要がありますことから、男女共同参画会議令に基づき、専門委員を置くこととしたいと考えておりますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○男女共同参画担当大臣 ありがとうございます。

専門委員につきましては、男女共同参画会議令に基づき、内閣総理大臣が任命をしていただくことになっております。人選につきましては、総理とも御相談の上、進めてまいりたいと存じます。

続きまして、先ほど言及がございました、女性の活躍推進に向けた新たな法的枠組みの構築について、事務局から説明をお願いしたいと存じます。

それでは、久保田審議官、お願いいたします。

○内閣府男女共同参画局審議官 それでは、お手元の資料2をご覧くださいませでしょうか。

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案」ということで、この法律の目的・基本原則は以下のものを規定したいと考えております。

まず「1 目的」でございますが、豊かで活力ある社会の実現を図るためには、自らの

意思によって職業生活を営み、または営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要であるということを目的規定の中で書きたいと考えております。

このため、基本原則として、以下の3点を規定いたしたいと考えております。

採用、昇進等の機会の積極的な提供及び活用が行われること。

さらに、職業生活と家庭生活の両立を図るために必要な環境整備により、職業生活と家庭生活の円滑かつ継続的な両立を可能にすること。

それから、そういった両立が本人の意思が尊重されるべきこと。

以上の3点を法律の基本原則の中で規定したいと考えております。

この中で、特に目的規定の中で、自らの意思によってということ、これを明記いたします意味は、家族を大切に思い、企業等で活躍することを望まない女性までこの法律によって経済活動を強いるといった誤解が生じないように、自らの意思によって職業生活を営みたいという方を法律の対象とするということをございます。

次に「2 基本方針等」でございしますが、国におきまして、女性の活躍の推進に関する基本方針を策定し、地方公共団体は、この基本方針を勘案いたしまして、各地域内におけます職業生活における活躍についての推進計画を策定いただきたいと考えております。

地方公共団体につきましては、努力義務で対応いたしたいと思っております。

次に「3 事業主行動計画等」でございしますが、国は、事業主行動計画の策定に関する指針を策定するというようにしております。この策定指針を受けまして、事業主たる国や地方公共団体、民間事業主における取組を、次の3点について定めたいと考えております。

1点目は、女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析。

2点目は、その状況把握・分析を受けまして、目標や取組内容などを記載した「事業主行動計画」の策定・公表。

3点目は、女性の活躍に関する情報の公表という3点につきまして、事業主たる国、地方公共団体、民間事業主に規定いたしたいと考えております。

この点に関しましては、現在、民間事業主に係る部分に関し、厚生労働省の労働政策審議会において審議中でございます。

さらに、民間企業等へのインセンティブの付与ということで、優れた取組を行う一般事業主の認定を行いたいと考えております。この認定を受けた事業者は、自社の商品や広告にその認定を使えるということを目的規定いたしたいと思っております。

さらに「4 その他」でございしますが、地域における取組を効果的かつ円滑に行うために、各地域の関係機関で組織する「協議会」を置くことができると規定いたしたいと思っております。

本法律案につきましては、原則公布日施行となっておりますが、事業主行動計画等は所要の準備が必要でございますので、公布日を別途定めたいと考えております。

さらに、本法律案は、2020年に指導的地位に占める女性の割合を30%にするという政府目標を勘案して、集中的な取組を行うということをございますので、10年間の時限立法と

いうことで、10年間の有効期限を付した法律案にいたしたいと考えております。

説明は以上でございます。

○男女共同参画担当大臣 久保田審議官、ありがとうございました。

ここで、本法律案のうち、特に民間事業主の部分を担われる塩崎厚生労働大臣から、まず御発言をいただきます。塩崎議員、お願いいたします。

○厚生労働大臣 女性の活躍推進に向けた新法につきましては、9月30日に労働政策審議会におきまして、301人以上の大企業に対しまして、まず状況把握・課題分析、さらに行動計画の策定・公表等、そして女性の活躍の現状に関する情報公表を義務づけることが適当とされました。

女性が活躍しやすいよう、男女を通じて長時間労働を是正し、子育てしながら当たり前に通き続けられる社会とすることは、生産性の向上につながるとともに、少子化の改善にも寄与し、また、男性の生活の豊かさや、介護との両立にもつながるものと考えております。

女性の活躍推進について、各企業の実態に合った取組が、社会において広く着実に進められる枠組みとすることにより、民間企業における女性の活躍の一段の加速化を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○男女共同参画担当大臣 塩崎厚生労働大臣、ありがとうございました。

それでは、ここから意見交換を15分程度行います。まず、有識者の議員の先生方から御発言をお願いしたいと存じますが、より多くの方に御発言いただくために、御発言1～2分程度でお願い申し上げます。

高橋議員、お願いいたします。

○高橋議員 ありがとうございます。北海道知事の高橋でございます。

私は、知事会推薦という立場でこの議員をやらせていただいているわけではなく、いわば一本釣りということで議員にならせていただいておりますので、ただいまの法律案の中身の御説明の中で、民間事業主とあわせて、地方公共団体の事業主としての努力義務という点もございますので、ぜひこのことは知事会を含めた地方六団体とも十分意見交換をしていただきたいと思いますというわけでありまして、もとより、私自身が窓口になることは当然だと思っております。

知事会も、マックス5人まで女性の知事という時代もございましたが、その後、どんどん減ってしましまして、今、私を含めて2人しかおりません。一生懸命頑張っておりますが、これは誰かが処遇してくれるということではなくて、選挙がありまして、大変苦勞しております。よろしくお願いいたします。それが1点であります。

それから、この知事会でも、女性が輝く社会づくりということで提言をまとめているところでございます。もとより国一律でやっていただくことも多々あるわけでありまして、それぞれの地域特性を踏まえての対策も多々あるかと思っております。

例えば北海道を初めとして、都会型ではない県では、農業であるとか、水産業であるとか、いわゆる一次産業の現場において、女性の方々がまさに最前線で男性の方々とともに働いて活躍をしている、こういった視点、これは法律なのか、あるいはその前に議論がございました共同参画の基本計画の方への反映なのか、そこは議論があらうかと思いますが、こういった地域の女性といった視点も含めて、私どもからもまた意見を言わせていただければと思うわけであります。

そして、そういった地域の多様性をさらに発揮しながら、男女共同参画を実現するために、「日本の未来をつくる女性活躍応援基金の創設」を知事会の提言の中でも掲げているところでございまして、こういったことにつきましてもこの場でも御議論をいただき、地域の輝く女性づくりに向けて、地域が主体的に取組を進めることができるよう、国の御支援をいただきたいと思う次第であります。

これからも、このさまざまなことについて、地域の現場に触れてきた経験を踏まえて、現場の実情を踏まえた発言をさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。今後ともよろしくお願い申し上げます。

○男女共同参画担当大臣 高橋はるみ議員、ありがとうございました。

そのほか、御発言は。

勝間議員、お願いいたします。

○勝間議員 経済評論家の勝間です。

メディアや企業の皆さんと直接女性のクォータに関して議論する機会をたくさんいただいておりますし、実際にテレビの討論大会とかもやっております。そのときに、強く感じますが、女性のクォータ系に関しては、逆差別であるということ認識している男性がいかにも多いということです。すなわち、実力があれば既にどんどん女性が登用されるはずなのに、登用されないのは女性に実力がいないからであるという論理を本当に表立ってメディアであるとか、あるいは私に直接吹っかける男性の何と多いことかということを感じておりまして、実はそれは仕組み上の問題であって、もし例えばクォータに関して短期的なマイナスが生じるかもしれない。でも、それは中長期的なプラスであることがはっきり証明されれば、その議論はおさまると思っておりますので、これから先、クォータに関して恐らくさまざまな方からノイズが入ると思っておりますけれども、そのノイズに負けることなく、皆さんで一丸となって、中長期的な成功を目指すということを、ここでぜひお願いしたいと思います。

実際に、きょうの女性閣僚の皆様のすばらしい発言を聞いて、本当に省内で進むなということが確信できたと思っておりますので、ぜひいろいろなノイズに負けないということをお願いしたいと思います。

○男女共同参画担当大臣 エールを込めた御発言、ありがとうございます。恐れ入ります。

それでは、岩田議員、お願いいたします。

○岩田議員 私も数値目標についてお話ししたいと思うのですが、クォータというと、やは

り誤解を招くと思うのです。国が一律の数値目標を企業に義務づけるということではなくて、私は今、やるべきことは、全ての事業主が自分の事業所の実情に合った目標、ですから、例えば管理職の女性比率を目標にする事業主が多いと思いますけれども、それが何パーセントであるかというのはその会社に、その事業主に任せればいいと思いますし、管理職の女性登用というのはすぐにはとても無理で、そもそも女性が少ないという会社であれば、例えば採用に占める女性比率を何パーセントにするという目標でもいいと思うのです。

ですから、どういう目標をつくるかというのは事業主に自由度を認める。ですけれども、数値目標がなければ企業の中でPDCAサイクルは回りませんし、現実の男女間格差の縮小についての改革のスピードは出ないと思いますので、そういう数値目標をお願いしたいと思います。

もう一つは、この資料2の「4 その他」いうところにあるのですけれども、地方で組織をされる協議会です。これは、首都圏におりますと、首都圏の大企業の経営者とお話をしますと、この1～2年、本当に空気が変わっています。ところが、地方に参りますと、残念ながら、この東京の熱意というか、この温度は伝わっておりません。幾つかの地方でこの協議会に当たるものが今、任意でできておまして、私が最も評価しているのは福岡方式なのですが、福岡の行政と産業界と大学等がプラットフォームをつくって、女性の管理職の数値目標などを掲げる事業主が宣言をして登録をするという形で地域を動かしているという仕組みもありますので、これは任意となっておりますけれども、ぜひそういうのが全国的に展開するような工夫、努力をお願いしたいと思います。

○男女共同参画担当大臣 すばらしい事例の御紹介もありがとうございました。岩田議員でございました。

宗片議員、お願いいたします。

○宗片議員 非営利法人イコールネット仙台の宗片でございます。よろしくお願いいたします。

私は、このたびの法律案については大変期待をしております。働く女性をめぐる課題というのは、御承知のように、数々ございまして、男女の賃金格差から始め、非正規雇用の6割を女性が占めていて、あるいは介護や育児と仕事の両立に伴う困難などさまざまにございます。また、長時間労働などから生じる女性の健康問題なども深刻になってきております。

そういった課題解決に向けた方向性がしっかりと示されることを期待したいと思っております。

子育てに関する、いわゆる育児支援というのはかなり検討されておりますが、介護についても大きな課題があるかと思っております。といいますのも、平成25年の1年間で、介護のために離職した女性が10万人にも及んでおります。これは、その多くがいわゆる就業を希望しておりますし、就業の継続も、就業の復帰も希望しております。介護を担う時期の女性たちというのは、キャリアを積んで、管理職にもつく年齢の時期にもあるわけです

が、そういった女性たちが介護のために仕事を離職するというのは大変に残念なことだと思っております、そういったことへの支援も大変重要ではないかと思っております。

それからまた、全ての女性たちの活躍推進ということでもありますので、ぜひとも被災地の女性たちにも目を向けていただきたいと思います。被災地でも仕事をする女性たちは数多くおりますが、しかし、その実態をしっかりと把握して、必要な支援をお願いしたいと思っております。

被災地で働く女性たちには、やはり仕事に限られておまして、どうしても女性のニーズに沿った職種が多くはありません。そういった意味でも、仕事につけないという女性たちもおりますので、そういった方々への支援もぜひお願いしたいと思っております。

また、このところ、災害が続いておまして、防災復興に関する意思決定の場への女性の登用というのは、これからもますます重要になってまいるかと思っております。徐々に進んできておりますが、まだまだおくれております。ぜひともそういった意思決定の場への女性の登用を、これからも力を入れていただきたいと思いますと思っております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○男女共同参画担当大臣 介護、被災地女性の現状、防災、減災の視点からも、大事な側面に光を当てていただきました。心して生かしていただきたいと思います。

それでは、柿沼議員、お願いいたします。

○柿沼議員 安倍総理の、全ての女性が輝く社会づくりということで、田舎のほうでも農業委員の女性の比率を上げようという動きが始まっておまして、そういう具体的なことも始まっておまして、この女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案の裏側の分野として、地域の長老とか、教員とか、官庁とか、全ての人たちの意識を変えていく。例えば働く女性が水ぼうそうやおたふくとか、病気の子供たちを保育園でも預かってもらえないような状況をバックアップするという、支える側の体制の厚みを増していくことも非常に重要なことではないかと思っております。

GGI、ジェンター・ギャップ・インデックスが135カ国中105位という実態の中で、女性が働きやすい状況を地域全体でつくっていくことは、生涯にわたって、女性たちも年金だけに頼らない人生設計をこれからできるようになるのではないかと思うわけでございます。これは全国の多くの女性たちから随分意見をいただいております。よろしくお願いいたします。

○男女共同参画担当大臣 柿沼議員、ありがとうございました。

では、民間有識者の議員の先生方の御発言は承りました。御意見尽きないことかと存じますが、進行の都合上、続いて閣僚の皆様から御発言をいただきたいと思います。

まず、数値目標についての御言及をいただきました、塩崎厚労大臣、数々の反応もいただきましたので、コメントをお願いいたします。

○厚生労働大臣 ただいま、数値目標について、岩田議員からもお話がありましたし、勝間議員からもクォータ制ということでお話がありました、今回の労政審でまとめられた

報告書では、数値目標の設定が望ましいという形で、前向きな方向性を出していただいたと思っております。

私どもとしては、この報告を踏まえて、数値目標の設定については義務化をするという方向で、10月7日の労働政策審議会にお諮りをするとしております。

ただし、先ほど来お話が出ているように、やはり一つ一つの企業にとって、実情に合った目標を立てていただかなくてはいけないので、国が定める一律の目標ではなくて、それぞれが御自分で考えて、会社なりの数値目標をつくっていただいて、そういうことをつくることを義務化するという形にしたいと考えております。

何となく、押しつけられるのではないかと誤解をされるどころが確かにあるようでございますが、決して日本は社会主義ではございませんので、皆さん、自由に考え、また、何を選んだかによって、またその会社の特性も出るので、それを見て、またいろいろ判断をするのだらうと思っております。そのリスクも負いながら、企業には頑張ってもらいたいと思っております。

○男女共同参画担当大臣 塩崎厚労大臣、ありがとうございます。

では、あべ農林水産副大臣から御発言をいただきたいと思っております。

○あべ農林水産副大臣 ありがとうございます。

高橋はるみ知事からも、また、皆さんからも、地方における女子のどのような活躍推進に向けたことをやっていくかということで、農林水産として発言をさせていただきます。

やはり、農林水産の成長産業化を実現するためにも、女子の活躍が極めて重要でございます。その観点から、地域の農業のプランづくり、この女性の参画を促進し、6次産業化にチャレンジする女性への支援、また、女性の農業経営者のネットワーク化異業種との交流・連携の推進、さらには女性農業経営者の知恵と民間企業の力を結びつけまして、新たな商品開発を行う農業女子プロジェクトを展開いたします。

これからも、農林水産、特に地方におきましての女性の活躍をしっかりと推進してまいります。

○男女共同参画担当大臣 農水省から、あべ副大臣、ありがとうございます。

続きまして、高市総務大臣、お願いいたします。

○総務大臣 法律案について、もうそんなに時間がない状態だと思っておりますが、発言させていただきます。

きょうは条文案もついていないので、詳細はわかりかねるのですが、先ほど塩崎大臣からはそれぞれに応じた目標を設定する義務というご説明でしたので、安心はしたのですが、地方公共団体の場合、かなり規模も、職員に占める女性の数、割合なども差がありますので、やはり団体の実態に応じた達成目標でなければ難しいのだらうなと思っております。

今後、特に新規採用ですとか、今、いらっしゃる女性職員の方の研修強化というところはしっかりと応援していくべきだと考えております。

あと、この法律案の中に「優れた取組を行う一般事業主の認定等を行うことができる」

の「等」に入っているのかもしれませんが、公共調達にインセンティブを与えるような条文がもし入っているのだとしましたら、これは各省の打ち合わせのときに総務省から出席した職員に絶対言ってきてほしいと頼んだので、伝わっているかと思うのですが、落札のために女性に肩書だけ与えて、部下なし幹部みたいな扱いをして、かえって女性の誇りを傷つけるようなことが起こらないように、モラルハザード対策だけはきちっと条文の中に盛り込んでおいていただきたいという希望でございます。

以上です。

○男女共同参画担当大臣 高市総務大臣、ありがとうございました。

そのほか、先生方から御発言はおありにならないでしょうか。

閣僚のほうから御発言がないとしたら、最後に高橋議員から御発言いただきます。

○高橋議員 時間がないうちでございますので、発言は控えさせていただきますが、1枚のペーパーを用意していますので、クオータ制の導入に関する問題提起、2つの学術論文の結論を後でお配りいたしますので、ご覧いただき、これは学術的な研究成果が上がっておりますので、そういうものを正確に分析した上で、先ほどの勝間議員の単なるノイズではない、単なる逆差別ではない論文もございますので、ぜひ施策をつくる上で参考にさせていただきたいということで、後でご覧いただきたいと思っております。

以上でございます。

○男女共同参画担当大臣 ありがとうございます。拝読させていただきます。

どのポジションにつかれる女性も、やはり能力や意欲があるのが大前提で、いわゆる女性だからということをサポートしているわけではないことを明確にさせていただきます。

それでは、予定しておりました時間が6時なものですから、ちょっと進めさせていただきます。

最後に、報告案件がございます。事務局から説明をいただきます。それでは、武川局長、お願いいたします。

○内閣府男女共同参画局長 資料3-1と3-2が報告事項の1つ目でございます。

去る8月5日に決定いたしました、公共調達及び補助金の活用に関する取組指針でございます。

公共調達の際に、女性の活躍に取り組む企業を優遇したり、補助金で女性枠や女性向けのメニューを設けるなど、女性の活躍推進に向けた取組について、会計法など関係法令に基づき、その範囲や活用方法を明らかにするとともに、毎年度各府省の取組状況を公表することによって、取組を促進することとしたものでございます。

御報告の2つ目は、資料4-1～4-3でございます。

女子差別撤廃条約の締約国は、定期的に条約実施状況を国連に報告することとされておりますので、前回報告以降の進展につきまして、去る9月5日、お手元のと通りの報告を提出しております。

以上でございます。

○男女共同参画担当大臣 ありがとうございます。

本日の議事は以上でございます。

最後に、議長でいらっしゃいます、また、メモをたくさんとっていただいております菅官房長官から、御発言をいただきたいと存じます。

○内閣官房長官 議員の皆さんには、限られた時間にも関わらず、大変貴重な御意見をいただきまして、本当にありがとうございました。

皆さんには、次期基本計画策定に向けて、これからもお願いをすることになると思います。

本日いただきましたこの議論につきましては、次期基本計画の企画・立案・実施に必ずとりいれさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○男女共同参画担当大臣 ありがとうございます。

以上をもちまして、男女共同参画会議の第44回会議を終了いたします。皆様、御協力ありがとうございました。今後ともよろしくお願い申し上げます。